

鹿児島市屋外広告物の安全管理・点検ガイドブック



平成29年9月

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市景観課

目 次

1. はじめに	1
2. 屋外広告物とは	2
3. 守るべき屋外広告物のルール	3
4. 身近に潜む看板事故の危険	4
5. 管理・点検の義務、資格について	5
6. 主な屋外広告物の種類と劣化等が起こりやすい箇所	
(1) 突出広告物	6
(2) 野立広告物・アーチ利用広告物	11
(3) 壁面広告物	16
7. 点検箇所・点検項目等	
(1) 点検箇所・点検項目	20
(2) 点検方法等	24
(3) 安全点検報告書による確認のための留意事項	24

1. はじめに

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。屋外広告物の安全対策を、より推進するためには、所有者等による適切な点検で、安全性を確認していただくことが重要です。

本市では、平成27年2月の札幌市での看板落下を受け、天文館地区等の歩行者の多い地区を是正指導重点地区に定め、順次、老朽化した広告物等の調査を行い、許可が不要な小規模の突出広告物等でも、指導等が必要と思われるものについては、歩行者に対する安全性向上等に向けて、所有者等に改善を呼びかけています。

また、平成29年3月に、鹿児島市屋外広告物条例及び施行規則を改正し、所有者等に係る管理義務の追加や許可更新時に提出される安全点検報告書の様式をより細かく、かつ判断しやすいものとし、平成29年7月1日から施行しているところです。

本ガイドブックは、平成29年7月に国が取りまとめた「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を基に本市の屋外広告物に係る安全対策の向上のために行う点検等において活用できるよう、一般社団法人 鹿児島県広告協会の協力を得ながら、参考資料としてとりまとめたものです。

なお、条例で定める点検が必要な屋外広告物以外でも、必要に応じて同ガイドブックを参考に安全性を確認して頂きますよう、お願いいたします。

2. 屋外広告物とは

屋外広告物には、設置目的別に企業や店舗等の敷地内に設置する「自家用広告物」のほか、敷地外に設置し、企業や製品、サービス等をPRする「一般広告物」、沿道に設置し、案内するための「道標・案内図板」などがあります。

また、看板の形態によっても、下図のように様々な種類があります。

鹿児島市の屋外広告物条例では、設置目的や形態に応じたルール(設置基準)などを定めています。

屋外広告物に該当するもの(例)



3. 守るべき屋外広告物のルール

屋外広告物を設置する際は、屋外広告物条例や関係法令を守らなければなりません。法令を順守し、市民生活の安全を守ることは企業や店舗等の社会的責任です。

(1) 鹿児島市屋外広告物条例

鹿児島市が屋外広告物法に基づいて定めた屋外広告物のルール。

一定規模以上等の屋外広告物を設置する際には、事前に申請し、許可を得なければなりません。また、設置工事を委託する場合は鹿児島市に屋外広告業登録がある業者に依頼してください。

(2) 建築基準法

①工作物確認申請（建築基準法第 88 条）

看板の高さが 4m を超えるもの（突出広告物、壁面広告物、野立広告物、屋上広告物、アーチ利用広告物等）は、工作物確認申請による構造の審査が必要です。

②防火地域内の規制（建築基準法第 66 条）

防火地域内にある広告物等で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さ 3m を超えるものは、主要部材を不燃材料で造るか、又は不燃材料で覆わなければなりません。

(3) 景観法・景観条例

景観に関する指定地区に設置するものや大規模建築物の壁面等に設置するものには、大きさ、高さ、色彩等の基準があります。

(4) その他関係法令

- | | |
|--------------|-------------|
| ①都市計画法 | ②道路法・道路交通法 |
| ③自然公園法 | ④文化財保護法 |
| ⑤消防法 | ⑥交通バリアフリー新法 |
| ⑦製造物責任法（PL法） | ⑧電気用品安全法 |
| ⑨電気設備技術基準 | |

4. 身近に潜む看板事故の危険

近年、ニュースで取り上げられる看板事故が目立つようになりました。

バブル期に設置された大看板が管理されずに放置されるケースもあり、身近なところに思わぬ危険が潜んでいるかも知れません。

時期	内容
2007.06	新宿駅西口にある雑居ビル1階のイタリア料理店の縦1.5m、横5m、地上高約3mに設置されていた看板が落下し、横倒しになった。 事故に巻き込まれた女性は、骨盤骨折の重傷。
2007.08	銀座3丁目、百貨店の看板撤去作業中に不注意から出火し、アクリル製の看板が燃えた。 JR有楽町駅に近い百貨店のビルなどが立ち並ぶ繁華街で、消防車約40台が出動して消火にあたった。
2013.03	JR赤羽駅前のバス停留所で強風の影響で看板が飛ばされ、通行中の30歳の男性に直撃した。 看板は、縦が約0.8m横が約1.5mの大きさで、男性は右手首が折れた他、顔にもけがをした。
2013.05	新宿西口近くの10階建てビル屋上に設置された消費者金融の看板のステンレス製枠の一部が落下。 約35m下の歩道を歩いていた女性にあたり軽傷。
2013.10	秋葉原にある家電量販店の看板枠材が落下する恐れがあり、東京消防庁は、はしご車を出動させ、応急処置にあたった。けが人なし。
2014.03	西武新宿駅の鶯ノ宮駅上りホームで、高さ4mの天井から2本の支柱でつり下げていた重さ22Kgの金属製案内看板が落下。けが人なし。
2014.05	神戸市中央区のJR神戸線元町駅そばの高架下で、駅名の表示板が落ちかけているのを歩行者が見つけた。けが人なし。
2014.07	沖縄地方を襲撃した台風8号の強風により、アイスクリーム店の看板が倒壊した。
2015.02	札幌市の飲食店で強風により突出看板の付属部品が落下、歩行者の女性を直撃し、意識不明の重体となった。詳細は下記の事故事例参照。
2017.04	函館市の書店で強風によりアクリル製の看板の一部が落ち、女性の左肩と左手にあたり軽傷。
2017.04	北海道帯広市の信用金庫の重さ約2トンの看板が、老朽化と強風で歩道に落下。けが人なし。

【事故事例】飲食店の看板落下(2015.2 札幌)

2015年2月15日午後2時ごろ、飲食店の金属製看板の一部(約25キロ)が落下し、歩道を歩いていた市内の看護助手の女性(23)の頭を直撃した。女性は頭や首の骨が折れる大けがを負い、意識不明の重体となった。

札幌地裁は2017年3月13日、事故は予見できたのに対策をとらなかったとして、業務上過失致傷罪に問われた店の実質的な責任者の副店長の男性(45)に罰金40万円を言い渡した。

(同年6月29日、札幌高裁の控訴審でも、「事故は防げた」と副店長の控訴を棄却した。)

5. 管理・点検の義務、資格について

(1) 管理義務の対象者

「表示等を行う者」、「管理する者」、「所有者」、「占有者」には、当該広告物等に関し補修、除却 その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持する責務があります。
(条例第 17 条)

(2) 所有者、占有者への点検及び点検結果の提出義務

- ① 「所有者」、「占有者」は、屋外広告士など専門的知識を有する者に、屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させてください。(条例第 17 条の 2 第 1 項)
- ② 「所有者」、「占有者」は、許可の更新等の申請を行う場合に、点検結果を市長に提出してください。(条例第 17 条の 2 第 2 項)

(3) 点検者の資格要件

点検者の資格要件を、「屋外広告士」、「建築士」、「電気工事士」等と定めています。
(条例第 17 条の 2 第 1 項、規則第 13 条の 2)

(4) 管理者の資格要件

「(3) 点検者の資格要件」と同じで、従前の本市等が開催する講習会の修了者は該当しませんので、留意してください。(条例第 24 条第 2 項、規則第 17 条)

ただし、施行日(平成 29 年 7 月 1 日)現在で管理者を「講習会修了者」として申請しているものについては、3 年間は適用しません。(条例付則)

⇒ 平成 32 年 6 月 30 日までに管理者変更届の提出が必要

(5) 点検が必要な広告物

点検が必要な広告物を、次のいずれにも該当する広告物と定めています。(規則第 13 条の 3)

- ① 野立広告物、突出広告物、屋上広告物、壁面広告物、アーチ利用広告物
- ② 表示面積が 10 m²超 又は 高さ 4m 超

(6) 管理者の設置が必要な広告物

「(5) 点検が必要な広告物」と同じです。(規則第 16 条)

ただし、施行日(平成 29 年 7 月 1 日)現在で許可を受けている屋外広告物で、新たに管理者の設置が必要となるものについては、当該許可期間に限り適用しません。

6. 主な屋外広告物の種類と劣化等が起こりやすい箇所

突出広告物、野立広告物・アーチ利用広告物、壁面広告物の定義及び特性、劣化等が起こりやすい箇所を以下に示します。

(1) 突出広告物

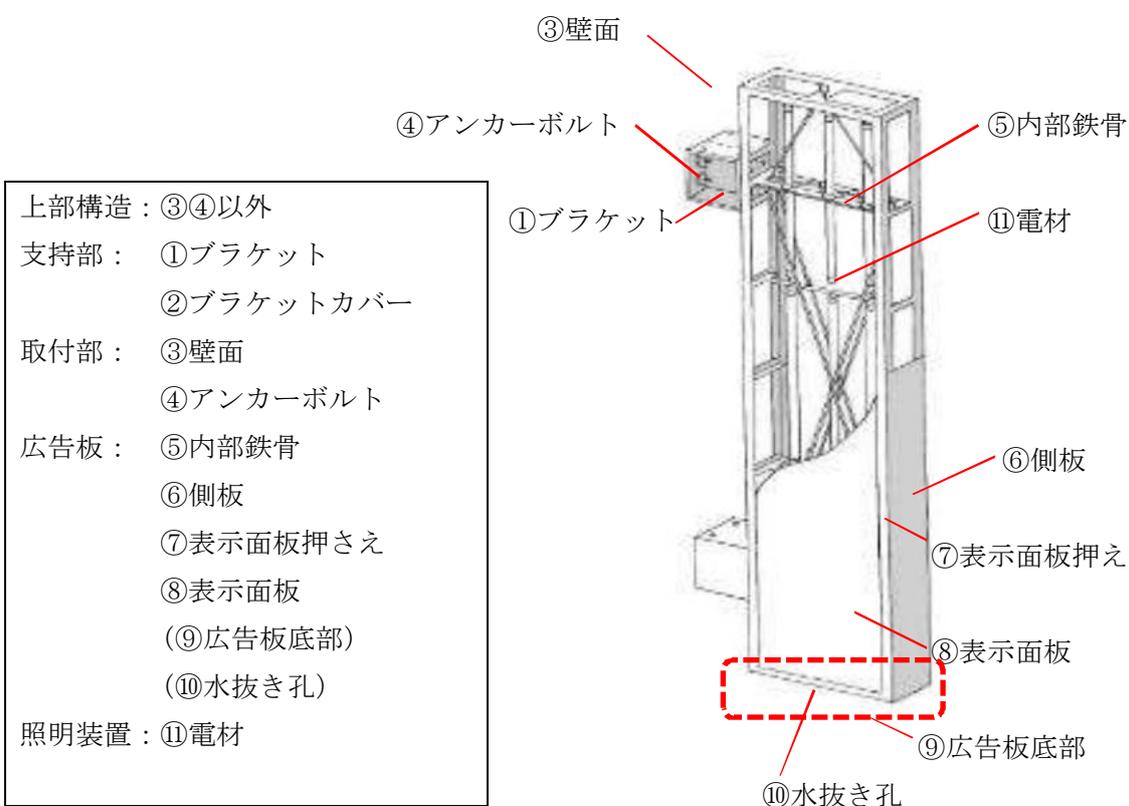
〈特性〉

- 突出広告物は、風圧を受けやすい形状で支持部及び取付部にかかる負荷が大きいこと、広告板内部やブラケットカバーで覆われた支持部に結露水や浸入した水が滞水しやすく腐食しやすいこと、常に風雨や直射日光等にさらされていることなどから、経年劣化しやすい。

■ 突出広告物の例



■ 突出広告物の各部の名称



※ 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではありません。

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

①支持部・取付部

- ブラケットの変形やアンカーボルトのゆるみ・脱落は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ブラケット、アンカーボルトの腐食は、部材同士の隙間に浸入した水の滞水や塗装の劣化等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ブラケットカバーの変形や外れは、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、ブラケットカバー内部に水が浸入しやすい状態になる。ブラケットカバーは、水抜き孔を設けていない場合が多く、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって腐食が起こりやすく、ブラケットやアンカーボルトの腐食の要因ともなる。
- 建物壁面の躯体の鉄骨やコンクリートの老朽化（さび、ひび）は、取付部にかかる負荷や建築材料の劣化によって起こり、屋外広告物本体や外壁ごと落下する要因となる。
- 防水のため充填されたコーキングの劣化は、紫外線、熱、雨水等によって起こり、隙間から浸入した水で支持部や取付部が腐食し、広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

①支持部・取付部

〈鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間〉



ブラケットの腐食が進行し、劣化した状態



ブラケットの腐食が進行し、劣化した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーに発生したさびが進行した状態



ブラケットカバーのさびが進行した状態

〈鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落〉



支持部が腐食した状態



支持部が腐食した状態



ボルトのゆるみや欠落した状態

〈アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形〉



壁面に取付部の汚ダレが見られる状態



所定の場所にアンカーボルトがない状態

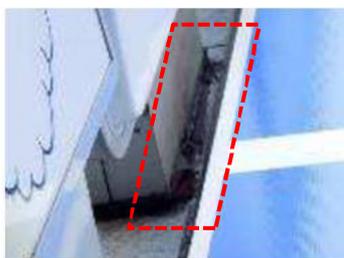


所定の場所にアンカーボルトがない状態

〈溶接部の劣化、コーキングの劣化等〉

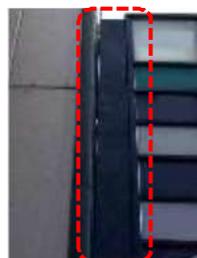


アンカーボルトのさびが進行し、ネジ山が欠損した状態



コーキングが劣化した状態

取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常〉



壁面との間に隙間が生じた状態

(2) 広告板

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滞水の要因となる。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。
- アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起

こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。

□ アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

■劣化等の状態

②広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面板が欠落した状態



表示面板が外れかかり、押された表示面板押さえが変形した状態



表示面の塗装が剥離、箱文字の落下も懸念される状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板底面が腐食、破損、変形した状態



側板の腐食が進行した状態



側板底面が腐食、破損した状態



側板底面が腐食、破損した状態



側板底面にさびが発生した状態



側板底面が破損した状態



表示面板押さえが変形した状態



側板底面が欠損した状態

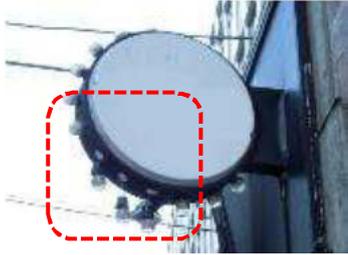


ビスが欠落し、側板が外れかかった状態

(③照明装置)

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

<p>③照明装置 (照明装置の不点灯、不発光)</p>	<p>〈照明装置の取付部の破損、 変形、さび、漏水〉</p>
	
<p>ランプ球の一部が不点灯の状態</p>	<p>ソケットが垂れ下がった状態</p>

(④付属部材)

- 振れ止め棒の外れや変形は、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、支持部の強度が保てず広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

<p>④付属部材 (付属部材の腐食、破損)</p>

<p>振れ止め棒が変形した状態</p>

(2) 野立広告物・アーチ利用広告物

〈特性〉

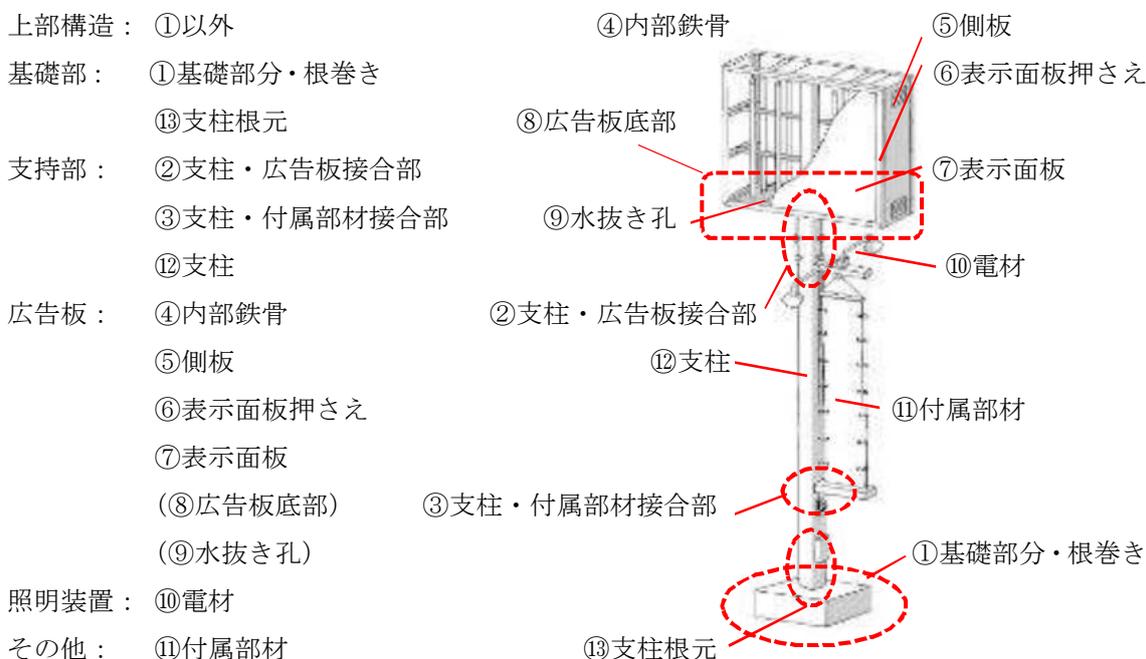
- 野立広告物は、風圧を受けやすい形状で支持部及び取付部にかかる負荷が大きいこと、支柱内部に結露水や浸入した水が滞水しやすく腐食しやすいこと、犬の尿や水たまり等により支柱根元の腐食が促進されること、風や振動で支柱根元や支柱・広告板接合部に金属疲労が生じることなどから、経年劣化しやすい。

■野立広告物・アーチ利用広告物の例



- アーチ利用広告物は、特に、支柱内部に結露水や浸入した水が滞水しやすく腐食しやすいこと、犬の尿や水たまり等により支柱根元の腐食が促進されることなどから、支柱根元が経年劣化しやすい。

■野立広告物・アーチ利用広告物の各部の名称



※ 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

①基礎部・上部構造

- 支柱根元内部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって起こり、支柱根元付近からの転倒の要因となる。支柱根元外側の腐食は、犬の尿や融雪剤等によって促進されることがある。
- 支柱と基礎部分・根巻きに生じた隙間、支柱のぐらつきは、振動や雨水の滞水等の影響によって起こり、基礎コンクリートにひびや剥離が発生してコンクリート内部で腐食が進行し、支柱根元付近からの転倒の要因となる。

■劣化等の状態

①基礎部・上部構造

〈上部構造全体の傾斜、ぐらつき〉 〈基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき〉



上部構造全体が傾斜した状態



根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態



基礎にクラックが入った状態

〈鉄骨のさび発生、塗装の老朽化〉



根巻きコンクリートが劣化し、欠けた状態



支柱、ベース板、アンカー共にさびが顕著な状態



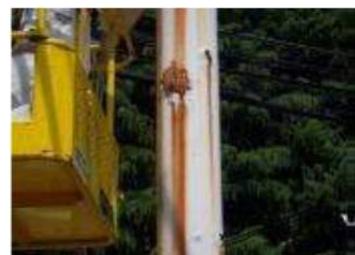
支柱根元の腐食が進行した状態



支柱根元の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱の腐食が進行した状態



支柱にさびが発生した状態

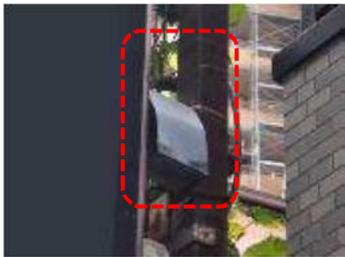
(2)支持部

- ブラケットや支柱・広告板接合部の腐食、ボルトの腐食・ゆるみ・脱落、溶接部の破断は、部材同士の隙間に浸入した水の滞水や塗装の劣化、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ブラケットの変形は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- ブラケットカバーの変形や外れは、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、ブラケットカバー内部に水が浸入しやすい状態になる。ブラケットカバーは、水抜き孔を設けていない場合が多く、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって腐食が起こりやすく、ブラケットやアンカーボルトの腐食の要因ともなる。

■劣化等の状態

(2)支持部

〈鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間〉



ブラケットカバーが外れかかった状態



支柱・広告板接合部の腐食が進行した状態



支柱・広告板接合部にさびが発生した状態



支柱・広告板接合部にさびが発生した状態



支柱・ブラケット接合部が腐食した状態



支柱・ブラケット接合部に汚ダレが見られる状態

(③広告板)

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滞水の要因となる。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。
- アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。
- アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

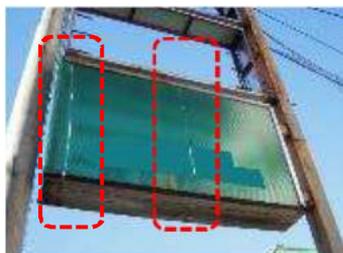
■劣化等の状態

③広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態



外れかかった表示面板を針金で固定した状態



シート材がはがれかかった状態



側板底面の腐食が進行した状態



側板の腐食が進行した状態



表示面板押さえのさびが進行した状態

(④照明装置)

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

④照明装置	
〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉	〈周辺機器の劣化、破損〉
	
蛍光灯のホルダーが破損した状態	変圧器（トランス）のさびが進行した状態

(⑤付属部材)

- 振れ止め棒の外れや変形は、振動によるビスのゆるみ・脱落、衝撃等によって起こり、支持部の強度が保てず広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

⑤付属部材
〈付属部材の腐食、破損〉

幕材を張る部材が破損した状態

(3) 壁面広告物

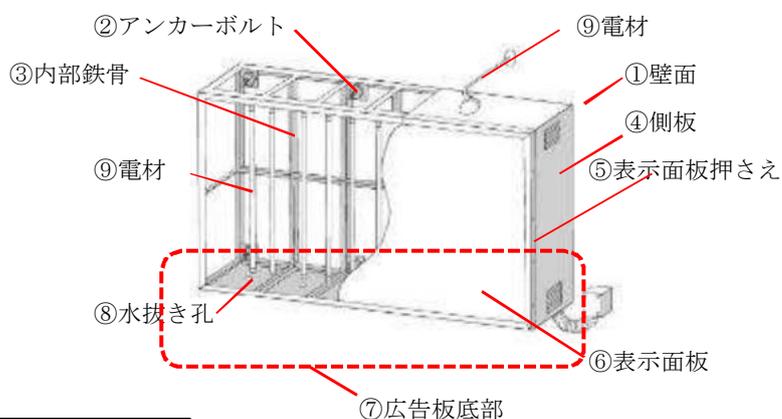
〈特性〉

- 壁面広告物は、広告板で広範囲に覆われて取付部が外側から確認できないため、安全性の確認が難しい。

■ 壁面広告物の例



■ 壁面広告物の各部の名称



上部構造： ①②以外

取付部： ①壁面
②アンカーボルト

広告板： ③内部鉄骨
④側板
⑤表示面板押さえ
⑥表示面板
(⑦広告板底部)
(⑧水抜き孔)

照明装置： ⑨電材

※ 図は、一般的な構造を示したものであり、形状を特定するものではない。

〈劣化等が起こりやすい箇所〉

①取付部

- アンカーボルトのゆるみや脱落は、荷重、振動、衝撃等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- アンカーボルトの腐食は、部材同士の隙間に浸入した水の滞水等によって起こり、広告板落下の要因となる。
- 建物壁面の躯体の鉄骨やコンクリートの老朽化（さび、ひび）は、取付部にかかる負荷や建築材料の劣化によって起こり、屋外広告物本体や外壁ごと落下する要因となる。
- 防水のため充填されたコーキングの劣化は、紫外線、熱、雨水等によって起こり、隙間から浸入した水で広告板内部や取付部が腐食し、広告板落下の要因となる。

■劣化等の状態

①取付部

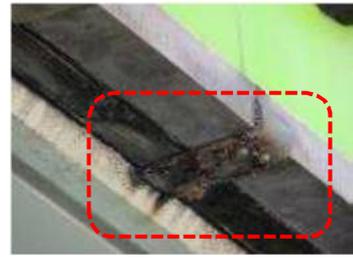
〈アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形〉



取付部の腐食が進行、汚ダレが見られる状態



金具が劣化した状態



金具が劣化した状態

〈溶接部の劣化、コーキングの劣化等〉



広告板と壁面との隙間のコーキングが劣化した状態

〈取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常〉



壁面との間に隙間が生じた状態

(②広告板)

- 広告板底部の腐食は、結露水や隙間から浸入した水の滞水等によって起こり、側板の破損・落下や表示面板脱落の要因となる。水抜き孔の詰まりは、ほこりや剥離したさび等の堆積によって起こり、広告板底部の滞水の要因となる。
- 側板の変形や外れは、ビス等のゆるみ・脱落、衝撃、表示面板の膨張等によって起こり、側板の破損・落下、表示面板の破損・脱落の要因となる。
- 側板や表示面板の継ぎ目に生じた隙間や破損箇所は、強風時に表示面板の飛散・落下の要因となる。
- アクリル板等の表示面板の変形（たわみ）は、熱や吸水による膨張・収縮によって起こり、留め具が外れたり、押し広げられた側板が破損・落下する要因となる。
- アクリル板等の表示面板の劣化は、紫外線等によって起こり、表示面板の破損の要因となる。

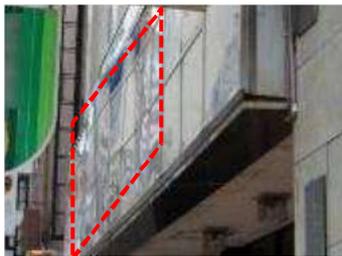
■劣化等の状態

②広告板

〈表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落〉



表示面板が破損（ひび割れ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）した状態



表示面板が変形（たわみ）し、継ぎ目に隙間が生じた状態



表示面板が外れかかり、継ぎ目に隙間が生じた状態

〈側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損〉



側板の腐食が進行した状態



側板底面の腐食が進行した状態



側板底面が破損した状態

③照明装置

- 照明装置の取付部や周辺機器の破損、変形、さび、劣化は、熱や浸入した水、ほこりの付着、小動物の接触等によって配線不良や漏電が起こり、照明の不点灯の要因となる。ひいては火災や感電等の事故の要因となる。

■劣化等の状態

③照明装置

〈照明装置の不点灯、不発光〉



ランプ球が破損した状態

〈照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水〉



ソケットが垂れ下がった状態

〈周辺機器の劣化、破損〉



配線が劣化し、ショートした状態

7. 点検箇所・点検項目等

本市では、大きさ10㎡以上、又は高さ4m以上等の屋外広告物の所有者等が更新許可申請を行う際に、安全点検報告書の添付を求めています。

平成29年7月1日の屋外広告物条例及び施行規則の改正にあたっては、より一層、安全性の確保を図る観点から、安全点検報告書の点検項目・点検内容を細分化し実効性を高めるため、点検項目・点検内容を15項目に設定しました。

前述の劣化等が起こりやすい箇所を踏まえ、点検箇所・点検項目、点検方法等を以下に示しますので参考としてください。

(1) 点検箇所・点検項目

〈点検箇所〉基礎

〈点検項目〉

①上部構造の全体の傾斜、ぐらつき



上部構造全体が傾斜した状態 上部構造全体が傾斜した状態

②基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常



基礎にクラックが入った状態

根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態

〈点検箇所〉支持部

〈点検項目〉

①鉄骨のさび発生、塗装の老朽化



支柱、ベース板、アンカー共にさびが顕著な状態



支柱根元の腐食が進行した状態

②鉄骨接合部（溶接部・プレート）
の腐食、変形、隙間



鉄骨接合部（溶接部）が腐食している状態



鉄骨接合部（プレート）が破損している状態



（左図拡大）

③鉄骨接合部（ボルト）のゆるみ、
欠落



所定の場所にアンカーボルトがない状態



取付部プレートが腐食している状態

〈点検箇所〉取付部

〈点検項目〉

①アンカーボルト・取付部プレート
の腐食、変形



所定の場所にアンカーボルトがない状態



取付部プレートが腐食している状態

②ベース周辺、コーキングの劣化、溶接部の劣化



取付部の溶接部が劣化している状態



コーキングが劣化した状態

③取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常



壁面にひびが生じた状態



壁面との間に隙間が生じた状態

〈点検箇所〉板面・文字

〈点検項目〉

①広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび



広告板面の汚れにより文字等が見えない状態

②広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態



表示面板が変形（たわみ）した状態

③枠組み部材の破損、ねじれ



側板のさびが進行した状態



表示面板押さえのさびが進行した状態

〈点検箇所〉 照明装置

〈点検項目〉

①照明の不点、不発光 (※)

※ 電球がつかない状態を不点、
蛍光灯やネオンがつかない状
態を不発光という。

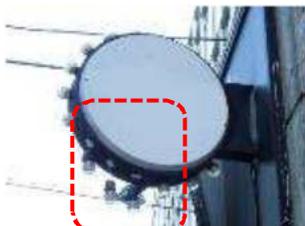


ランプ球の一部が不点の
状態



ネオンの一部が不発光の状
態

②照明器具取付部の破損、変形、
さび、漏水



ソケットが垂れ下がった状
態



ソケットが垂れ下がった状
態

③周辺機器 (※) の破損

※ 分電盤、配線、変圧器 (トラ
ンス)、スイッチ等。



変圧器 (トランス) のさび
が進行した状態



配線が劣化し、ショートし
た状態

〈点検箇所〉 その他

〈点検項目〉

・ その他点検した事項 (※)

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、
その他付属品、避雷針。



振れ止め棒が変形した状態



幕材を張る部材が破損した
状態

(2) 点検方法等

- 点検方法については、原則として、目視、打診等により、損傷、変形、腐食等の異常の有無を確認してください。
- 点検の頻度については、年1回程度が望ましいが、少なくとも許可期間内に1回以上実施してください。ただし、許可期間が長期間（3年）の場合は、許可期間内において、適切な時期を設定して定期的に点検を実施してください。
- 更新毎、又は目視で安全性を確認することが難しい支持部や取付部などの点検項目については、定期的（例えば、他の状況から合理的に安全性を推定でき、許可期間が3年の場合、更新2回に1回など）に、内部点検を実施してください。

(3) 安全点検報告書による確認のための留意事項

- 安全点検報告書には、点検者の住所・氏名・電話番号・資格名等を記載し、屋外広告物条例施行規則等で定める点検者の資格要件を満たしていることを確認するために点検者の資格を証する書面の写しを添付してください。
- 安全点検報告書には、屋外広告物の状況がわかるカラー写真(全景等：申請日の前、2か月以内に撮影したもの)を添付してください。
なお、必要に応じて、点検箇所・点検項目の状態が把握できるカラー写真や補修等を行った箇所の補修前後のカラー写真を提出していただくことがあります。
- 安全点検報告書及び添付書類だけでは、安全性を確認することが困難な場合は、屋外広告物の所有者等に対して安全性について確認をお願いするとともに、必要に応じて、現地確認を行うことがあります。

【参考】屋外広告物安全点検報告書

様式第4（第13条の4関係）

安全点検報告書							年 月 日	
鹿児島市長 殿								
住所（所在地）〒								
申請者								
（所有者等） 氏名（名称及び代表者）							印	
							（電話 ）	
次のとおり安全点検を実施したので報告します。								
設置年月日	年 月 日		点検年月日	年 月 日				
掲出の場所	鹿児島市							
広告物の種類等	<input type="checkbox"/> 野立広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> アーチ利用広告物							
表示面積	m ²		高さ			m		
区分	点検内容	点検結果				異常の内容	処理	
		良好	経過観察	要改善	即時修理		済	未
基礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
支持部	1 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 鉄骨接続部（ボルト）のゆるみ、欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
板面・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 枠組み部材の破損、ねじれ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
照明装置	1 照明の不点、不発光	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 照明器具取付部の破損、変形、さび、漏水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 周辺機器の破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	その他点検した事項 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特記事項（未処理の対応等）								
上記の点検結果は、事実に相違ありません。								
点検者 住所 氏名 印 （電話 ） 資格名 資格番号 第 号 資格取得日 年 月 日								

注

- 1 野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物及びアーチ利用広告物で、表示面積が10平方メートルを超える又は高さが4メートルを超える広告物等の場合に提出すること。
- 2 広告物等の状況が確認できるカラー写真（申請日の前2か月以内に撮影したもの）及び点検者の資格を証する書面の写しを添付すること。

鹿児島市建設局都市計画部都市景観課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL (099) 216-1425

ホームページアドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>